

○上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議規則

平成18年9月29日

規則第62号

改正 平成22年3月31日規則第11号

平成27年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例（平成18年上越市条例第57号）に定めるもののほか、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 推進会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市民安全課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第11号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第34号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。